

プログラム参加条件書〈1〉

(お申し込み前に必ずご一読ください)

対象プログラム (プログラム詳細はP106~107参照)

- (A) 学生サポートプログラム12・3・1、ワーキングホリデープログラム(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ)
ジュニアプログラム、2ヵ国留学プログラム

- (B) フリーマイプラン、その他特別プログラム ※フリーマイプランは出発後のサポートは含まれません。

第1条 (プログラムの範囲)

1. 当プログラムは、当申込条件に基づいて、(株)地球の歩き方T&E 東京都新宿区新宿3-1-3観光長官登録旅行業第1685号 (以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の施設機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを行なうにあつて、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「入機関」)への申込手続き、渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程修了資格取得を保証するものではありません。但し、フリーマイプランは出発後のサポートは含まれておりません。また、受入機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものではありません。
2. 受け入れの条件については受け入機関により異なります。契約の内容、条件はお申込み時にお渡しする各受入機関の書面及び本条件書によります。
3. 当社がおこなう受け入機関への手配については、あらかじめ旅行内容が決められている「募集型企画旅行」ではありません。従いまして「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」もいたしません。
4. 第2条 (お申込みと契約の成立)
1. 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とプログラム料を受領したときと成立するものとし、緊急手配料を要する場合には、その受領額ももって成立するものとします。ただし、フリーマイプラン申込者は、申込書を受領したときに契約が成立するものとします。
2. お申込みに際しては、当社所定の「プログラム申込書」に必要事項を記入しプログラム代金を添えて直接お申込みいただかず、銀行振込、クレジットカード等でお申込みいただけます。
3. お申込みはご出発予定期の1年前から受け付けています。
4. ご出発予定期まで渡航(研修)に必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申込みについては、お受けできませんのでお早めに当社スタッフまで手続きが必要な日数などを確認ください。
5. 第3条 (お申込みの条件)
1. 18歳以上の方で、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守できることならぬたまではお申込みいただけます。ただし、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。ジュニアプログラムは、日本の教育課程の中学校以上の方に対するお問い合わせいただけます。
2. 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
3. 心身の状態や既往症、その他の理由でプログラムの参加にあたって特別な配慮が必要となる方は必ずその旨をお申出ください。受入機関との協議のうえ、可能な限り対応します。なお、この場合の医師の診断書や渡航同意書をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上の都合がある場合は機関をご案内するか、お申込みをお断りする場合があります。
6. 第4条 (費用のお支払い)
1. 当社が受け入機関より支払いの手請を受け取り次第、請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定期日内に全額をお支払いください。
2. 費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当社の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申込み時に必ず設定レートをご確認ください。なお、当社の換算レートは東京UJF銀行のTTレートに5%を乗じた金額で算出しています。
3. 当社は出発日の90日前までは、申込者による授業料等(制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く)のお支払いを請求していません。
5. 第5条 (プログラムの期間)
1. 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。
2. 第6条(1)項における出発前サポートを提供する期間は、当プログラムの契約締結より1年間とします。したがって、当プログラムはお申込みより1年以内にご出発していただくことを原則といたします。なお、フリーマイプランは出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーション等は含まれません。
3. 第6条(2)項における現地サポートを提供する期間は、お申込みいただけたプログラムにより1年になります。留学サポートプログラム12は現地到着より1年2ヶ月、留学サポートプログラム3は現地到着より3ヶ月、留学サポートプログラム1は現地到着より1年1ヶ月、ワーキングホリデープログラム(イギリス、アイルランド、フランス)は現地到着より1年間、ジュニアプログラムはお申込みいただく受入機関に準ずります。2ヵ国留学プログラムは、2ヵ国目に到着する日より最大12ヶ月です。
6. 第6条 (プログラム料金に含まれるもの)
- 当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここでいって当社は、各種サービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自ら教育機関・宿泊施設・現地デスク等を運営するものではありません。詳細は当該パンフレットにてご確認のうえ、お申込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。
7. 第7条 (出発前サポート)
1. 出発前サポート
- (1) 当プログラムをお申込みの方には、教育・宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに伴い、留学カウンセラーよりアドバイス(学校・生活・地域情報など)をはじめ以下のサービスをおこないます。
- 入学申請手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可証の取扱い等。
- (2) 宿泊手続きの代行(ホームステイ・学生寮など)
- たとえば、教育機関が提供する宿泊施設をもつた場合は手続きの代行を請負ない場合があります。
- (3) 渡航手続きのご案内
- 航空券の手配(弊社にてお申込みの場合は別途契約が必要となります)。
- (4) その他、プログラムごとに含まれるもの
- 出発前英会話レッスンやオンライン英会話、出発前オリエンテーションなどがプログラムによっては含まれます。詳細を当該パンフレットにてご確認のうえ、お申込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合に代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。
8. 現地サポート
- 当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生活をサポートします。なお、当サービスは現地での不安の解消のための相談や、実戦を生せるとのアドバイス、学校とのトラブルの仲介といった内容のもので、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事柄を代行するものではありません。フリーマイプランには現地サポートは含まれております。

- ①病気や怪我などの相談 ②盗難や事件に巻き込まれたときの相談 ③ホームステイ先とのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合) ④滞在先の探し方や契約に関するアドバイス ⑤生活上での一般的な相談 ⑥学校とのトラブルなどの相談 ⑦学校の詰屈・延長などの手続き・相談

第9条 (契約の変更)

1. 渡航前の変更の場合
申込者の個人的都合でお申込みの内容を変更する場合は、次の(1)もしくは(2)の変更手数料を申し受けます。

- (a) 受入機関の変更の場合
受入機関のお申込み後、申込者の都合で受入機関を変更する場合は、下記(表3)の変更手数料の他、第8条(1)(2)受入機関に関する取消手数料、取消料がかかります。

- (b) 受講日程・希望コースの変更の場合
受入機関は変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申込日時により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)の90日前以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられないため留学を中止する場合は第8条(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。

なかにはプログラムに関して当社に予告なく内容が変更されている場合などもあります。当社のプログラムにお申込みの場合には、必ずこのことをご理解のうえお申込みください。

3. お客様が渡航先にて、当社との連絡なしにご自身もしくは現地の法人を介して教育機関・宿泊機関に契約した場合、当社ではこの契約のもので生じる諸問題についての一切の関与はいたしません。

4. 申込者のバスポート及び必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国との規定により入手できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがいまして、第8条(1)(2)の規定により取り消し扱いとして、それまでの取消料を申し受けます。

5. 各種交通機関のスケジュールの変更、遅延、その他の事由に起因して申込者が損害を受けた場合に当社はその責を負いません。

6. 天災・地震、戦争、暴動等の事由に起因して当プログラムの運営が不能になった場合に当社はその責を負いません。

7. 当社及び現地デスクで紹介した学校、住居、アルバイト等で何らかのトラブルに遭った場合、当社及び現地デスクを運営する現地拠点会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

8. 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力的行為、他の参入者の迷惑に及ぶような行為が学校を退学となつた場合、その理由の如何にかからず費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。

9. 受入機関によって手配できない条件がある場合、教育機関一主に公立・大手附属校では宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していただく場合があります。その他、学校の都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。

10. 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があつた場合、もしくは重要な事項についての申告がなされなかった場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。

第10条 (当社の契約解除権)

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することができます。

1. 申込者が虚偽の申告をしたとき

2. 病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないとしたとき

3. 申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼしもしくはプログラムの渋滞を運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとしたとき

4. 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他の事業者の責に帰する事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき

5. 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき

6. 申込者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となつたとき

7. 申込者が定められた期日までに對価を支払わなかつたとき

第15条 (當社の裁判所)

当プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第16条 (契約の変更)

当パンフレットの記載内容は2017年1月10日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をすることなく変更する場合があります。

第17条 (個人情報について)

当社はプログラムお申込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について、次の場合にのみ必要な範囲内で使用いたします。

- (1) プログラムサービス提供業務の実施

- (2) 審査取得やお申込みいただいた受入機関、現地デスクへの手続き等手続代行の実施

- (3) 上記の他、プログラム運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によつては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報がおさなめの場所があります。お申込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ <http://www.pubsanzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」 <http://www.forth.go.jp/>

【プログラム・手続き代行手配取扱会社】

株式会社 地球の歩き方T&E

(観光庁長官登録旅行業第1685号)

TEL: 06-0022 東京都新宿区新宿3-1-13 京王新宿追分ビル5階

一般社団法人 日本旅行業協会

留学・語学研修等協議会 会員

JAOS海外留学協議会 正会員

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によつては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報がおさなめの場所があります。お申込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ <http://www.pubsanzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」 <http://www.forth.go.jp/>

【プログラム・手続き代行手配取扱会社】

株式会社 地球の歩き方T&E

(観光庁長官登録旅行業第1685号)

TEL: 03-5362-7200

一般社団法人 日本旅行業協会

留学・語学研修等協議会 会員

JAOS海外留学協議会 正会員

【(ホスト)ファミリーの言語環境】

ホストファミリーによつては、家庭同士の会話において、「留学目的の国語」以外の言語を話す場合があります。(例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など)家庭の中に「留学目的の国語」が話せない方がいる場合などはケースとして少なくありません。参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

【(ホスト)ファミリーの対応】

受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした夫婦、子供がいる場合、いいい場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等の考え方の違いを実感し、互いに体験し、相互の理解を深めることにホストファミリーの目的があります。

【(ホスト)ファミリーの定義】

受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした夫婦、子供がいる場合、いいい場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等の考え方の違いを実感し、互いに体験し、相互の理解を深めることにホストファミリーの目的があります。

【(ホスト)ファミリーの対応】

受入家庭の多くは学校から30~60分程度の場所にあります。通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになりますが、その交通費は参加者の負担になります。

【(ホスト)ファミリーの食事について】

どの家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項 (参加者の心得)

1. 取り消しの申出時期 (日本出発日の前日から起算)

取り消しの申出時期 (日本出発日の前日から起算)	変更手数料 (税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	10,800円
30日前以降21日前まで	21,600円
20日前以降3日前まで	32,400円
2日前以降出発前日まで	43,200円
日本出発日以降	変更是できません

(注1) ご出発日の3日前を過ぎてからの変更是お受けできません。あるいは希望通りに変更できない場合がありますのでお早めにお申出ください。

※お申出時にいたいたいプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申込みより8日以内に取り消す通知をいたした場合には、プログラム料金をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の3日前)にあっては40日前)以降の日を除く)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ビーグル時は、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日、12月20日~1月7日までとなります。

2. 渡航後 (日本出発後の) 変更の場合

(1) 期間の延長について

渡航先にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けします。

(2) 期間の短縮について

申込者が予定している期間よりも短くなる場合は、現地で提供するサポートはその時点での終了となります。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

3. 第10条(取り消し・変更・伴う費用の精算)

1. 追加でお支払いいただく場合

契約内容の変更について、申込者にその差額をお支払いいただい場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかに支払ってください。

2. ご返金が生じる場合

契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱東京UFJ銀行のTTBレートによって、日本円換算したかのどちらかの低い金額のない場合については、当社はその未履修金額分を譲認できるように代わりの受入機関をご案内します。ただし、補償範囲に該当する料金のみで、滞在費は含まれません。

3. 第12条(旅行保険契約の義務)

1. 追加でお支払いいただく場合

契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱東京UFJ銀行のTTBレートによって、日本円換算したかのどちらかの低い金額のない場合については、当社はその未履修金額分を譲認できるように代わりの受入機関をご案内します。ただし、補償範囲に該当する料金のみで、滞在費は含まれません。

2. ご返金が生じる場合

契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱東京UFJ銀行のTTBレートによって、日本円換算したかのどちらかの低い金額のない場合については、当社はその未履修金額分を譲認できるように代わりの受入機関をご案内します。ただし、補償範囲に該当する料金のみで、滞在費は含まれません。

3. 第13条(当社の責任範囲・免責事項)

1. 当社は第6条(1)に記載したプログラムサービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自ら教育機関・宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社はその未履修金額分を譲認できるように代わりの受入機関をご案内します。ただし、補償範囲に該当する料金のみで、滞在費は含まれません。

2. 当社は各受入機関やお客様からいたいたい情報をもとにさまざまご案内をいたしますが、現地の事柄についてすべてを掌握しているわけではありません。例えば教育機関においてもクラスの人数の増減や国籍バランスの状況などは常に変化しております。

3. 第14条(ホストファミリーの責任)

ホストファミリーはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するのです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国文化・習慣・考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホストファミリーの目的があります。

4. 第15条(ホストファミリーの対応)

受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした夫婦、子供がいる場合、いいい場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等の考え方の違いを実感し、互いに体験し、相互の理解を深めることにホストファミリーの目的があります。

5. 第16条(ホストファミリーの対応)

受入家庭の多くは学校から30~60分程度の場所にあります。

通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになりますが、その交通費は参加者の負担になります。

6. 第17条(ホストファミリーの食事について)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

7. 第18条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

8. 第19条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

9. 第20条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

10. 第21条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

11. 第22条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

12. 第23条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであることを心がける必要があります。

13. 第24条(ホストファミリーの対応)

何の家庭で食事の用意がされなかったとしても、それが故意なわけではありません。誤解を招くことがあります。

家族の同様のものが提供されている以上は、

プログラム参加条件書〈2〉

(お申し込み前に必ずご一読ください)

対象プログラム

ワーキングホリデープログラム(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)

第1条(プログラムの範囲)

- 当プログラムは、当申込条件に基づいて、(株)地球の歩き方T&E・東京都新宿区3-1-13(以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを行るためにあたって、出発前に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活をサポートなどをおこなうものであり、課程修了・資格取得を保証するものではありません。
- 受入機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自企画・運営し、提供するものもあり、当社がサービスの提供をおこなうものではありません。
- 受入の条件については受入機関により異なります。契約の内容、条件はお申し込み時にお渡される各機関の書類及び条件書によります。
- 当プログラムは当社がおこなう受入機関への手配については、旅行業法が規定する「旅行業」には該当しません。従いまして「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」もいたしません。

第2条(お申し込みと契約の成立)

- 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とプログラム料を受領したときに成立するものとします。
- お申込みに際しては、当社所定の「プログラム申込書」に必要事項を記入しプログラム代金を添えて直接お申し込みいただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申し込みいただきます。
- お申込みはお出発予定期の1年前から受け付いています。
- ご出発予定期までに渡航(研修)に必要な手手続きが完了できる見通しのない場合のお申し込みにつきましては、お受けできませんのでお早めに当社スタッフまで手続きに必要な日などをご確認ください。

第3条(お申し込みの条件)

- 18歳以上の方で、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守できる方ならどなたでもお申込みいただけます。ただし、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他との条件に指定がある場合は、その条件に従います。
- 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 心身の状態や既往症、他の事故でプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とする方は必ずその旨をお申しください。受入機関との協議のうえ、可能に限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 当社としては受入機関が不適であると判断したとき、または当社の業務上の都合があるときは他の機関をご案内するか、お申し込みをお断りする場合があります。

第4条(費用のお支払い)

- 当社は受入機関より払いのりの要請を受け取り次第、請求させていただきます。請求をお受け取り後、当社指定口座まで日程以内に全額をお振込ください。
- 費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当社の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時に必ず設定レートをお確認ください。なお、当社の換算レートは三菱東京UFJ銀行のTTSLレートに5%を乗じた金額で算出しています。
- 当社はお出発日の9日前まで、申込者が授業料等(制度上期日が定められているビザの発行等に係る場合を除く)のお支払いを請求していません。

第5条(アコラムの期間)

- 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。
- 第6条1項における出发前サポートを提供する期間は、当プログラムの契約締結より1年間とします。したがいまして当プログラムはお申し込みより1年内にご出発しているごとに原則としています。
- 第6条2項における現地サポートを提供する期間は、現地到着より1年間です。

第6条(プログラム料金に含まれるもの)

当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここにおいて当社は、各種サービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手続き代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、現地デスク等を運営するものではありません。

詳細は当該パンフレットにてご確認のうえ、お申し込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

1. 出発前サポート

- 当プログラムをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに従い、留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報など)をはじめとするサービスをおこないます。

入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の提出、修業費用の送金、入学許可書の取り寄せ。

- 宿泊手続の代行(ホームステイ・学生寮など)
たゞ、教育機関が提供する宿泊施設をもない場合は手続きの代行を請け負えない場合があります。

(3) 渡航手続きのご案内
航空券の手配・弊社にてお申し込みの場合は別途契約が必要となります

- その他
出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションが含まれます。詳細を当該パンフレットにてご確認のうえ、お申し込みください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合には代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

2. 現地サポート
当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生活をサポートします。なお、サービスは現地での不安解消のための相談や、実生活を送る上のアドバイス、学校とのトラブルの仲介といった内容のものであり、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事柄を行なうものではありません。

- ① 潰瘍や怪我などの相談
- ② ホームステイ先とのトラブルについての相談
- ③ 学校でのトラブルなどの相談
- ④ 学校の転校・延長などの手続き・相談
- ⑤ 銀行口座開設や納税者番号申請などのアドバイス
- ⑥ アルバイトに関する相談
- ⑦ ビザ切り替え、及び進学に関する相談
- ⑧ 郵便や荷物の一時預かり
- ⑨ 生活全般の相談

第7条(プログラム代金に含まれないもの)

上記第6条、及びパンフレットで明記したものの例外です。
学校の授業費、滞在費、公共交通費、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在にかかる費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港諸税、海外旅行保険料、現地デスクにおいての付き添いサービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

第8条(契約の解除)

申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。契約

を解除する場合はお申し込みの各デスクまで營業時間内に書面でのご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取り消しのお申し出を受理したことになります。下記に定める条件の取消料を申し受けます。

1. 渡航前の取り消しの場合

(1) プログラム費用の取消料について

申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、次の取消料を申し受けます。当社の取消料(取消しのお申し出時期により下記の表の金額になります)

取り消しのお申し出時期	取消料(消費税含む)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
契約成立日9日目以降、90日まで	プログラム代金の50%
契約成立日91日以前、180日まで	プログラム代金の65%
契約成立日181日以降、365日まで	プログラム代金の80%
日本出発日以後	費用全額

(2) 取消料(取消手数料)

※お申し込みに際していただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消す通知をいただいた場合には、プログラム料金を返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあっては40日前)以降の日を除く)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日、12月20日~1月7日までをいいます。

(3) 受入機関に関する取消手数料について

申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、次の(a)取消手数料(b)取消料を申し受けます。

(a) 当社の定めた取消手数料

取り消しのお申し出時期(日本出発日の前日から起算)	取消手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	10,800円
30日前以降21日前まで	21,600円
20日前以降3日前まで	32,400円
2日前以降前日まで	43,200円
日本出発日以後	取り消しはできません

(注1) 出発前サポートとしてお渡した資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限ります。

(b) 受入機関の定める取消料(各機関の取消条件に明記されている取消料)

※上記(1)2について、ご出発まで30日を切る手配の場合、取り消しのお申し出時期にかかわらず、当社規定の取消手数料及び受入機関の定める取消料がかかります。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消す通知をいただいた場合には、プログラム料金を返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあっては40日前)以降の日を除く)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日、12月20日~1月7日までをいいます。

2. 渡航後(日本出発後の)取り消しの場合

(1) 渡航後、お客様のご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したもののみなし返金いたしません。ただし、この場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社は受入機関の算出する返金額の50%を返金手数料として承ります。

(a) 現地にて発病し研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了解した場合。

(b) 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了解した場合。

(c) その他、受入機関が認めた場合。

(2) 2校お申し込みの場合で、渡航後2校目を取り消す場合

渡航前に2校お申し込みの場合で、渡航後に2校目を取り消す場合(2校目に入学していないごく条件)、当社は43,200円(税込)の手数料をもって返金手数料を教育機関に支拂うとともに、返金があった場合の精算を第10条2に従いおこないます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めていない場合がほとんどであるため、当交渉が返金を確約したのでないことを了承ください。

3. 渡航中の取り消しの場合

お申し込み後ただちに受入機関の手配が開始されるため、申込者の都合で変更する場合は、第8条1(2)取り消しの場合と同じ規定が適用されます。変更先后の手配に関しては、新たに手配いたします。

(b) 受講料の日程・コースの変更

受入機関は変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申し出時期により、1回につき以下の変更手数料を申受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講(宿泊)の都合で受けられないと認められた場合は第8条1(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。

(注)ご出発日の30日前を過ぎてからの変更是お受けできない、あるいはご希望通りに変更できない場合がありますのでお早めにお申し出ください。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消す通知をいただいた場合には、プログラム料金を返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあっては40日前)以降の日を除く)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日、12月20日~1月7日までをいいます。

4. 渡航後(日本出発後の)の変更の場合

(1) 期間の延長について
渡航先にて受入機関が延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けします。

(2) 期間の短縮について
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポー

トはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

第10条(取り消し・変更に伴う費用の精算)

1. 追加でお支払いいただく場合

契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。

2. ご返金が生じる場合

契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただいだ金額が減少した場合は、その差額をお返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱東京UFJ銀行のTTBカードを適用し、日本円換算したものから銀行の換算手数料を差引きで精算いたします。実際にご返金できる時期はお申し出の1~3ヶ月後となります。

第11条(旅行保険契約の義務)

申込者は現地での病気、傷害に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

第12条(当社の責任範囲・免責事項)

1. 当社は第6条に示したプログラムサービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手続き代行するものであり、自己教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にことわることなく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社はできるだけ現状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。

2. 当社は各受入機関やお客様からいたいたい情報をどのように各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社はできるだけ現状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。

3. お客様が渡航先にて、当社への連絡なしにご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。

4. 申込者のパスポート及び必要書類(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがいまして、第8条1(2)の規定により取り消し扱いとして、それまでの取消料を申し受けます。

5. 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して当社が運営する現地サポート等で行われた場合、当社はその責を負いません。

6. 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当プログラムの運営が不能になった場合、当社はその責を負いません。

7. 当社及び現地サポートデスクで紹介した学校、住居、アルバイト等で何らかのトラブルに遭った場合、当社及び現地サポートデスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

8. 現地デスクが荷物を預けた際に、盗難、火災により紛失した場合、当社及び現地デスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

9. 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり、学校を退学となった場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。

10. 受入機関によって手配できない条件がある場合(教育機関一員に公立・大学附属校では宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していく場合があります)、その他、学校の都合で申込者が希望が叶えられない場合があります。

11. 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があつた場合、もしくは重要事項についての申告がなれなかつた場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償の一について、申込者がその責を負うものとします。

第13条(当社の契約解除権)

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することができます。

1. 申込者が虚偽の申告をしたとき

2. 病氣その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき

3. 申込者又はその係親者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたときはその可能性が極めて高いとき

4. 天災地変、戦争・暴動等の事故により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき

5. 申込者が定められた期日までにプログラムの参加に必要な書類を送付しなかったとき

6. 申込者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となつたとき

7. 申込者が定められた期日までに對価を支払わなかつたとき

第14条(管轄の裁判所)

当プログラムに関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第15条(約款の変更)

当パンフレットの記載内容は2017年1月10日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をすることなく変更する場合があります。

第16条(個人情報について)

当社はプログラム申込の際に申込による記入した申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について次の場合にのみ必要な範囲内で使用いたします。

(1) プログラムサービス提供業務の実施

(2) 評議取得やお申し込みいただいた受入機関、現地デスクへの手続き等手続きの実施

(3) 上記の他、プログラム運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によっては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

●外務省海外安全ホームページ <http://www.poubanzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省海外渡航者ための感染症情報 <http://www.forth.go.jp/>

[プログラム・手続き代行手配取扱会社]

株式会社 地球の歩き方T&E

(観光庁長官登録旅行業第1685号)

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-13 京王新宿追分ビル5階

TEL:03-5362-7200

一般社団法人 日本旅行業協会

留学・語学研修・旅行業協会 会員

JAOS 海外留学協議会 正会員

第7条(プログラム代金に含まれないもの)

上記第6条、及びパンフレットで明記したものの例外です。

学校の授業費、滞在費、公共交通費、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在にかかる費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港諸税、海外旅行保険料、現地デスク等にかかる付き添いサービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

2. 渡航後(日本出発後の)の変更の場合

(1) 期間の延長について
渡航先にて受入機関が延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けします。

(2) 期間の短縮について
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポー

トはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

第8条(契約の解除)

申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。契約